

個人住民税

特別徴収事務の手引き

茨城県では、納税者間の公平性、納税者の利便性等の確保を図るため、平成27年度から、すべての市町村で、特別徴収の実施を徹底する取組を行っておりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

令和7年12月

茨城県、県内全市町村

目次

1	個人住民税について.....	1
2	特別徴収義務者の指定.....	1
3	特別徴収の対象になる方.....	1
4	普通徴収が認められる場合.....	2
5	特別徴収事務の概要.....	2
6	給与支払報告書の提出.....	3
7	特別徴収税額通知書の送付.....	7
8	納期と納入方法.....	7
9	税額の変更通知.....	8
10	退職・休職者の徴収方法.....	9
	受給者（納税義務者）が退職等の後に海外転出する場合	9
11	異動届などの提出.....	10
12	退職所得に係る個人住民税の特別徴収.....	13
13	地方税共通納税システム.....	15
	個人住民税 特別徴収Q & A.....	16
	関係法令	17
	お問い合わせ先	21

1 個人住民税について

県や市町村などの地方団体は、私たちが豊かで健康な暮らしができるよう、福祉・保健・教育・消防・ごみ・公園・道路など、日々の生活の広い範囲にわたり様々な仕事をしています。

個人住民税とは、私たちの日常生活に身近な関わりをもつこのような仕事のための費用を、住民がその能力に応じて分担しあうという性格の税金で、いわば住民として暮らしていくために支払わなければならない会費のようなものともいえます。

なお、「個人県民税」と「個人市町村民税」をあわせて、「個人住民税」と一般的に呼んでいます。

2 特別徴収義務者の指定

所得税を源泉徴収する義務のある給与支払者（事業主）は、地方税法第41条、第321条の4及び各市町村の条例の規定により、市町村から個人住民税の特別徴収義務者に指定されており、すべての受給者（納税義務者）から個人住民税を特別徴収することが義務づけられております。※1（普通徴収※2が認められるのは、次ページに掲げる特別の理由がある場合です。）

※1 令和6年度から森林環境税（国税・年税額1,000円）の賦課徴収が開始され、個人住民税と森林環境税を併せた額を特別徴収することとなっています。

※2 普通徴収とは、特別徴収（給与天引き）によらず、受給者（納税義務者）自身が市町村から送付される納税通知書に基づいて金融機関等で納める方法です。

納期は原則年4回（6、8、10、1月）です。（市町村によって異なる場合があります。）

3 特別徴収の対象になる方

前年中（1月1日～12月31日）に給与の支払いを受け、かつ、4月1日現在において、特別徴収義務者から給与の支払いを受けている方が対象です。

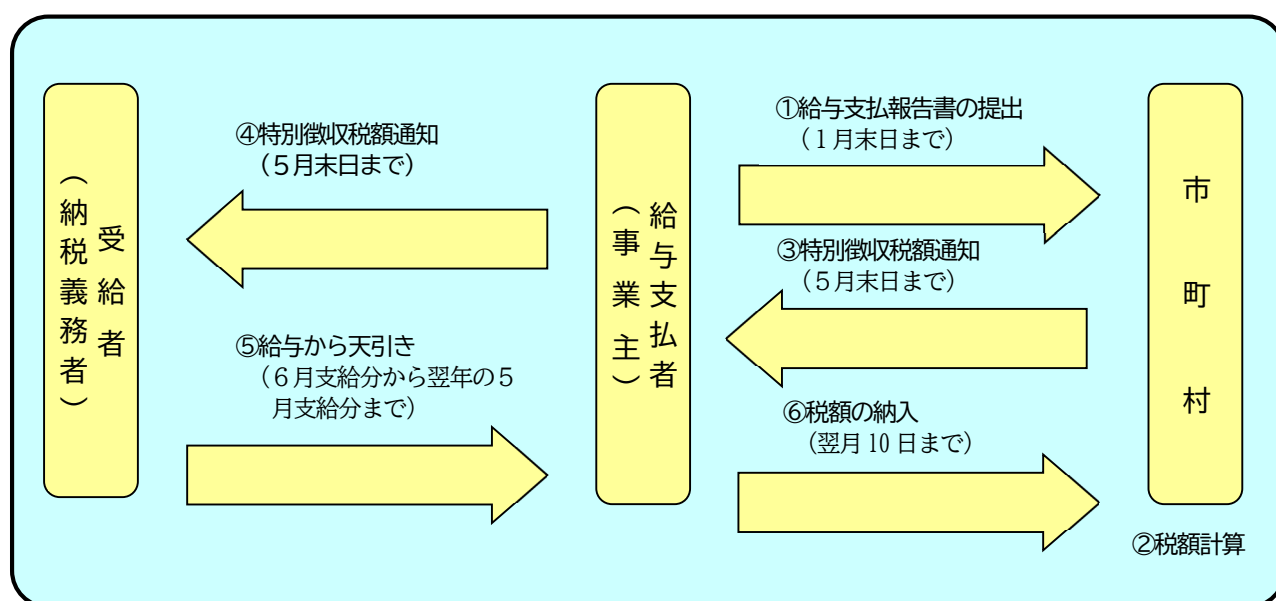
4 普通徴収が認められる場合

普通徴収が認められるのは、以下の特別の理由がある場合に限られます。
(市町村に提出する普通徴収切替理由書に、その旨を記載する必要があります。)

- 普A 総従業員数※1が2人以下
- 普B 他の事業所で特別徴収※2
- 普C 給与が少なく税額が引けない※3
- 普D 給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）
- 普E 事業専従者（個人事業主のみ対象）
- 普F 退職者又は退職予定者（5月末日まで）及び休職者※4

- ※1 1月1日現在において給与等の支払を受けている者の人数から、「普B」～「普F」に該当するすべての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数。
- ※2 給与支払報告書（個人別明細書）の乙欄に該当する方の一部などが該当。
- ※3 年間の給与所得が市町村の条例で定める均等割非課税基準所得以下の方などが該当。
- ※4 育児休業中の方を含みます。
ただし、3月末日までに一旦退職する方で、4月1日現在で再雇用される方は、その後5月末日までに退職しない限り特別徴収の対象者となります。

5 特別徴収事務の概要



- ① 毎年1月末日までに受給者（納税義務者）が1月1日現在住んでいた市町村へ給与支払報告書を提出してください。（電子申告利用可）
- ② 市町村において個人住民税の税額の計算をします。
- ③ 給与支払者（事業主）に対して、受給者（納税義務者）が1月1日現在住んでいた市町村から毎年5月末日までに「特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」が送付されます。「特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）」には、6月から翌年5月までに特別徴収（給与天引き）していただく個人住民税及び森林環境税の額（年税額及び毎月の額）が記載されています。
- ④ 5月末日までに受給者（納税義務者）へ「特別徴収税額通知書（納税義務者用）」を交付してください。
- ⑤ 「特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている個人住民税及び森林環境税の額（毎月の額）を、給与から徴収（天引き）してください。
- ⑥ 徴収（天引き）した個人住民税及び森林環境税の額を、翌月の10日までに、市町村から特別徴収税額通知書とともに送付される納入書を使い、指定された金融機関等で納入するか、又は「地方税共通納税システム」（15 ページ参照）で納入してください。（納期の特例制度（7 ページ参照）を受けられる場合があります。）

6 給与支払報告書の提出

提出いただく時期	毎年 1月末日（土日の場合は翌平日）まで
提出いただく書類	・ 給与支払報告書（総括表） ・ 給与支払報告書（個人別明細書） 〔 普通徴収該当者がいる場合 〕 ・ 普通徴収切替理由書

毎年1月1日現在において給与の支払いをする者で、給与所得者に係る所得税の源泉徴収をする義務のある給与支払者（事業主）は、給与支払報告書を1月末日（土日の場合は翌平日）までに、給与の支払いを受けている受給者（納税義務者）の1月1日現在の住所所在地の市町村長に提出しなければなりません。

また、前年中に退職した者の分についても提出してください。

エルタックス

- 給与支払報告書の提出は、eLTAX（地方税ポータルシステム）による電子申告をご利用いただくと、受給者（納税義務者）の住所地市町村ごとに振り分けて提出する手間が省けます。

ぜひご利用ください。

《eLTAX に関するお問い合わせ先》

地方税共同機構 電話 0570-081-459 ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

各市町村担当課 21 ページ参照

○ 給与支払報告書（個人別明細書）の記載例

※ この記載例の他、国税庁ホームページに掲載されている「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を確認して作成してください。

※										※種 別										※整 理 番 号										※																																																	
給与支払報告書(個人別明細書)										(受給者番号) 123456										(個人番号) 2222222222222222																																																											
住所 〇〇県×市△△3-2-1										(役職名)										氏名 (フリガナ) ススキ イチロウ 鈴木 一郎																																																											
種 別										支 払 金 額										給与所得控除後の金額 (調整控除後)										所得控除の額の合計額										源泉徴収税額																																							
給料・賞与										内 千 円 4755017										千 円 3361600										千 円 2589423										千 円 0																																							
源泉控除対象配偶者の有無等 老人										配偶者(特別)控除の額										控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く) 特 定 老 人 その他 特 親										16歳未満扶養親族の数										障害者の数 (本人を除く) 特 別 その他										非居住者である親族の数																													
有 従有										千 円 380000										人 人 人 1 1 1										人 人 人										人 人 人										人 人 人																													
特定親族特別控除の額										社会保険料等の金額										生命保険料の控除額										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額																																							
千 円 310000										千 円 734556										千 円 71867										千 円 33000										千 円 38600																																							
(摘要)																																																																															
普F																																																																															
生命保険料の金額の内訳										新生命保険料の金額 78.382										旧生命保険料の金額										介護医療保険料の金額 49.084										新個人年金保険料の金額										旧個人年金保険料の金額																													
住宅借入金等特別控除の額の内訳										住宅借入金等特別控除適用数 1										居住開始年月日(1回目) H29 7 20										住宅借入金等特別控除区分(1回目) 住(特)										住宅借入金等年末残高(1回目) 21,000,000																																							
										住宅借入金等特別控除可能額 210,000										居住開始年月日(2回目)										住宅借入金等特別控除区分(2回目)										住宅借入金等年末残高(2回目)																																							
前年・特別控除対象配偶者										氏名 ススキ ハナコ										区分										国民年金保険料等の金額										旧長寿積蓄保険料の金額										所得金額 基礎控除額																													
個人番号 345678901234										配偶者の所得 850,000										基礎控除額 680,000										所得金額 19,600																																																	
1 (フリガナ) ススキ イチロウ										氏名 鈴木 太郎										区分 50										1 (フリガナ) ススキ ヨシ子										氏名 鈴木 葉子										区分																													
個人番号 567890123456										16歳未満の扶養親族										個人番号 789012345678										8月以降の控除対象扶養親族の個人番号																																																	
2 (フリガナ) ススキ ハナコ										氏名 鈴木 花子										区分										2 (フリガナ)										氏名										区分																													
個人番号 901234567890										3 (フリガナ)										氏名										区分										5月以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号																																							
4 (フリガナ)										氏名										区分										4 (フリガナ)										氏名										区分																													
個人番号										個人番号										個人番号										個人番号										個人番号										個人番号																													
未成年者										外国人										災害に遭った者										乙欄										本人が障害者の特 別 そ の 他										寡婦										ひとり親										勤労学生									
中途就・退職										就職 退職 年 月 日										元号 昭和 56 8 22										受給者生年月日 年 月 日																																																	
○ 7 12 20																																																																															
支 払 者										個人番号又は法人番号 1111111111111111 (右詰で記載してください。)										住所(居所)又は所在地 〇〇県×市△△1-2-3										氏名又は名称 株式会社〇×商事										(電話) 000-000-0000																																							

- ① 2 ページ「4 普通徴収が認められる場合」に該当し、普通徴収に切り替える受給者がいる場合には、摘要欄に切替理由の符号（「普A」～「普F」）を記載してください。
- ② 給与支払報告書には、個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

- ③ 配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載してください。
- ④ 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を記載してください。

○ 給与支払報告書（総括表）の記載例 ※様式は市町村によって多少異なります。

令和8年度（令和7年分）給与支払報告書（総括表） 2月2日までに提出してください。
提出は、A5サイズで1枚です。

追加 訂正	指 定 番 号 12-34567	
令和 8 年 1 月 22 日 提出 〇〇 市 長 殿		
給与の支払期間 給与支払者の 個人番号又は法人番号	令和7年1月分から12月分まで 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1
フリガナ カフシキガイシャ〇×ショウジ	事業種目 サービス業	
② 給与支払者の 氏名又は名称 株式会社〇×商事	受給者員 50人	
③ 所得税の源泉徴収 をしている事務所 又は事業の名称 株式会社〇×商事	特別徴収対象者 13人	
フリガナ 〇〇ケン××シ△△1-2-3 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	普通徴収対象者 (退職者) 1人	
④ 同上の所在地	普通徴収対象者 (退職者を除く) 1人	
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名 代表取締役 特徴 太郎	報告人員の合計 15人	
連絡者の氏名、 所属課、係名 及び電話番号 人事 課 人事労務 係 氏名 特徴 花子 (電話 000-000-0000)	所 税 務 署 名 〇〇税務署	
⑤ 関与税理士等の氏名 及び電話番号 氏名 〇〇税理士事務所 〇〇 〇〇 (電話 029-000-×××	給与の支払方法 及びその期日 口座振込 毎月10日	
	納入書の送付	必要 不要

- ① 「指定番号」欄は、提出先の市町村が定める特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- ②～④の欄は、給与支払者が個人である場合には次のものを記載してください。
- ・②「給与支払者の氏名又は名称」欄は、給与支払者個人の氏名
 - ・③「所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称」欄は、屋号や店名等
 - ・④「同上の所在地」欄は、給与支払者個人の住所
- ⑤ 「関与税理士等の氏名及び電話番号」欄は、税理士等が報告書を作成する場合に、問合せ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
- ⑥ 「受給者総人員」欄は、1月1日現在において給与等の支払をしている者の総人員（他市区町村に居住する者を含む）を記載してください。
- ⑦ 「報告人員」の各欄は、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する人員を記載してください。

給与支払報告書（総括表）で普通徴収対象者（退職者を除く）がいるときは...

給与支払報告書を提出する年の5月末日までに退職予定の者など、普通徴収に切り替える受給者がいる場合は、給与支払報告書とともに、「普通徴収切替理由書」を提出してください。

提出がない場合や該当する理由がない場合は、特別徴収となります。

○ 普通徴収切替理由書の記載例 ※様式は市町村によって多少異なります。

普 通 徴 収 切 替 理 由 書			
市区町村名	〇〇市	指 定 番 号	12-34567
事業者名	株式会社〇×商事		

符 号	普 通 徴 収 切 替 理 由	人 数
普A	総従業員数が2人以下 （下記「普B」～「普F」に該当する全ての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数）	人
普B	他の事業所で特別徴収	人
普C	給与が少なく税額が引けない（住民税非課税の場合など）	人
普D	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）	1人
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）	人
普F	退職者又は退職予定者（5月末日まで）及び休職者	1人
合 計		2人

① { ②

- 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号（普A、普Bなど）を記入してください。
- この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。
- 符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限りです。

① 普通徴収に切り替える場合は、符号（「普A」～「普F」）を「給与支払報告書（個人別明細書）」の摘要欄に記載してください。

eLTAX により給与支払報告書を提出する場合でも、個人別明細書の摘要欄に符号を入力し、「普通徴収」欄にチェックしてください。

なお、「普A」～「普F」の6つの理由以外による普通徴収は認められません。

② 「給与支払報告書（総括表）」の「報告人員」のうち、「普通徴収対象者（退職者）」と「普通徴収対象者（退職者を除く）」の合計と一致します。

7 特別徴収税額通知書の送付

特別徴収の徴収期間は6月から翌年5月までの12か月です。毎年徴収期間が始まる直前の5月末日までに、給与支払者（事業主）あてに「特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」と「納入書」及び各種様式等がつづられた「特別徴収のしおり」（市町村ごとに名称が異なります。）が送付されます。この特別徴収税額通知書で各受給者（納税義務者）のその年1年分の個人住民税及び森林環境税の額と毎月の給与から特別徴収（天引き）していただく税額をお知らせしますので、6月の給与から特別徴収（天引き）を開始するための準備をしてください。

なお、「特別徴収税額通知書（納税義務者用）」は、5月末日までに受給者（納税義務者）にお渡しください。

8 納期と納入方法

納期限は、受給者（納税義務者）から徴収（天引き）した月の翌月10日です。

（この日が土・日曜日、又は祝日の場合は、その翌営業日となります。）

受給者（納税義務者）から徴収（天引き）した税額をそれぞれの市町村ごとにとりまとめ、「特別徴収税額通知書」と一緒に送られる納入書を使い金融機関等で納入するか、又は「地方税共通納税システム」（15ページ参照）により納入します。

○ 納期の特例（年2回納入）

特別徴収税額は毎月納入（12回（6月～翌年5月））を基本としていますが、受給者（納税義務者）が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることにより、年2回の納入となる「納期の特例」をご利用いただけます。

<6月から11月までに徴収（天引き）した分>	12月10日までに納入
<12月から翌年5月までに徴収（天引き）した分>	6月10日までに納入

【様式例】※様式は市町村によって多少異なります。

受付印

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

(宛先) ●● 市町村長

年 月 日

地方税法第321条の5の2及び●●市町村条例第▲▲条の▲の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。									
所在地 (住所)									
フリガナ									
名称 (氏名)									
代表者の 職氏名					電話番号	— —			
法人番号									(連絡先)
特別徴収義務者 指定番号					※市町村ごとに異なります	担当者	(氏名)		
関与税理士 署名	(連絡先)								

特例の適用を受けようとする税額	年 月以後 の特別徴収税額		
	月 区 分	給与支払人員	給 与 支 払 額
申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 ※賞与等の臨時的給与の金額を含む。 ※●●市町村以外の全市町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額 ※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払を受ける者の分とは別にして2段書き(上段に記載)にしてください。	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細			
申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日		有 (年 月 日承認取消) ・ 無	

- ・ 当該市町村の徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合等は、申請が却下されることがあります。
- ・ 承認後、受給者（納税義務者）が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なく必要事項を記載した届出書を市町村長に提出しなければなりません。

9 税額の変更通知

納税義務者の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果により通知済の特別徴収税額に変更が生じた場合は、市町村から「特別徴収税額の変更通知書」が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更していただきます。

納入にあたっては、納入書の金額を見え消し修正の上、ご使用ください。

10 退職・休職者の徴収方法

<6月1日から12月31日までに退職等した場合>

市町村に異動届出書を提出してください。徴収方法を特別徴収（給与天引き）から普通徴収に切り替え、残りの税額は本人（納税義務者）から直接納付していただくことになります。（徴収方法が切り替わる旨を本人に伝えてください。）

納税義務者の申し出があった場合には、退職時に支払いをする給与や退職手当等から特別徴収義務者が一括徴収した上で納入していただくこともできます。

<翌年1月1日から4月30日までに退職等した場合>

本人の申し出の有無にかかわらず、特別徴収できなくなる税額を、5月末日までの間に支払いをする給与又は退職手当等から特別徴収義務者が一括徴収した上で納入していただくことになります。（地方税法第321条の5第2項）

ただし、一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。

※ 5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

受給者（納税義務者）が退職等の後に海外転出する場合

上記<6月1日から12月31日までに退職等した場合>においても、できるだけ、一括徴収をして納入してください。

一括徴収ができず普通徴収となった場合は、海外転出前に納税義務者本人が、①納期未到来分を含めた全額を納税する、又は、②納税管理人（納税義務者本人に代わって納税を行う者（法人を含む）。）の申告等を行う必要があります。

また、1月以降に海外転出する場合においても、新年度に前年の所得に応じた住民税が課税されますので、納税義務者本人が、①予納（納税通知書が送付される前に納税義務者本人が納税を行うこと。）、又は、②納税管理人（本人の代わりに納税通知書を受け取り、納税を行う者（法人を含む）。）の申告等を行う必要があります。

11 異動届などの提出

退職、休職及び転勤等により受給者（納税義務者）に異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月 10 日までに給与支払者（事業主）が、受給者（納税義務者）がお住まいの市町村に異動届を提出しなければなりません。

（地方税法第 321 条の 5 第 3 項、同施行規則第 9 条の 24）

異動届の提出が遅れると、退職者、休職者及び転勤者等の税額が給与支払者（事業主）の滞納額となったり、税額変更や普通徴収への切替え処理が遅れた結果、受給者（納税義務者）に対して一度に多額の住民税の納付義務を負わせてしまう恐れがありますので、必ず提出期限を厳守してください！

【記入例】 ※様式は市町村によって多少異なります。

○ 退職して普通徴収（従業員本人納付）へ切替えの場合の記入例

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

000 市区町村長殿		（特別徴収義務者）		所在地 〒 012-3456 00県××市△△1-2-3		年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度		特別徴収義務者 指定番号 12-34567	
令和0年0月0日提出		フリガナ 氏名又は名称 株式会社 O×商事		個人番号 又は法人番号 1111111111111111		宛名 番号 1234		所属 人事課人事労務係	
		担当 氏名 特徴 花子		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載		担連 当 者 先 電話 000-000-0000 内線 (123)			
給 与 所 得 者	フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 受給者番号 1月1日 現在の住所 異動後の 住所	ススキ イチロウ 鈴木 一郎 1981 年 8 月 22 日 2222222222222222 123456 00県××市△△3-2-1	（ア） 特別徴収税額 （年税額） 140,000 円	（イ） 徴収済額 35,600 円	（ウ） 未徴収税額 （ア）－（イ） 104,400 円	異 動 年 月 日 X 年 1 月 8 日	異 動 の 事 由 1. 退職・長期欠 2. 死 3. 休職・長 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. その他 7. その他 事由・理由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収（本人納付）	
1. 特別徴収継続の場合 新しい勤務先へは、月割額 円を 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 納入書の要否（新規の場合のみ記載） 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要									
2. 一括徴収の場合 左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 月 日 円									
3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため ※市区町村記入欄									

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。

（ア）特別徴収税額（年税額） 140,000円（6月から翌年5月分）

（イ）徴収済額 35,600円（6月から8月分）

（ウ）未徴収税額 104,400円（9月から翌年5月分）

↑

普通徴収税額

下選下の択さした番号にも記載して

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関

て下選
下の択
さい。¹₃番
にも号
記載に
して

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）

もじ選
記で択
載下し
しのた
て¹番
下³号
さに
い。に
応。

年度途中で特別徴収に切り替える場合や給与支払者（事業主）の住所・名称・電話番号等が変更された場合、以下の書類のご提出をお願いします。

【様式】※様式は市町村によって多少異なります。

○ 年度途中で特別徴収に切り替える場合

特別徴収切替届出(依頼)書										市町村使用欄							
____年____月____日 提出 (宛先) ●●市町村長		(特別徴収義務者) 給与支払者		所在地(住所) 〒 _____		フリガナ _____		名称(氏名) _____		代表者の職氏名 _____		個人番号又は法人番号 ____-____-____-____-____		特別徴収義務者 指 定 番 号 _____		____市町村ごとに異なります	
														新規の場合、納入書(要・不要)			
														係		_____	
														担当者 連絡先		氏名 _____	
														電話		____-____	
給与 所得者	フリガナ		_____						旧 姓		_____						
	氏 名		_____						_____		普通徴収切替期別 期別を○で開んでください。 〔 1・2・3・4 〕期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。						
	生年月日		昭和・平成 _____年 _____月 _____日						_____		特別徴収開始予定月 _____月分(_____月 _____日納期分)から 特別徴収を開始します。						
	1月1日現在の住所		〒 _____						_____		届出理由 1. 入社 2. その他(_____)						
	現在の住所		〒 _____ ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。						_____		月 割 額 の 連 絡 _____月 _____日までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。						

○ 給与支払者（特別徴収義務者）の住所・名称・電話番号等が変更された場合

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書										市町村使用欄																			
____年____月____日 提出 (宛先) ●●市町村長		(特別徴収義務者) 給与支払者		所在地(住所) 〒 _____ ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。		フリガナ _____		名称(氏名) _____		代表者の職氏名 _____		個人番号又は法人番号 ____-____-____-____-____		特別徴収義務者 指 定 番 号 _____		____市町村ごとに異なります													
														係		_____													
														担当者 連絡先		氏名 _____													
														電話		____-____													
														変更年月日		____年 ____月 ____日													
事 項										変 更 前 (旧) ※ 変更項目のみ記入してください。										変 更 後 (新) ※ 変更項目のみ記入してください。									
フリガナ										_____										_____									
所 在 地 (送 付 先)										〒 _____										_____									
フリガナ										_____										_____									
名 称										_____										_____									
電 話 番 号										____-____-____(内線 _____)										____-____-____(内線 _____)									
変 更 理 由 (該当番号に○)										1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他(_____)																			
統合・合併・分割後の 指定番号										1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。																			
										2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。																			
										指定番号 _____ ※市町村ごとに異なります																			
										3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。																			
										指定番号 _____ ※市町村ごとに異なります																			
										所在地 〒 _____																			
										フリガナ _____																			
										名 称 _____																			
										電話番号 ____-____-____(内線 _____)																			
										法人番号 ____-____-____-____-____																			
										特別徴収義務者 指定番号										____市町村ごとに異なります									

12 退職所得に係る個人住民税の特別徴収

退職所得に対する個人住民税については、退職手当等を支払う際に支払者（特別徴収義務者）が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその個人住民税額を差し引いて納入（特別徴収）することとされております。

※ 退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在において退職者の住所が所在する市町村に納入します。

<退職所得に係る個人住民税の計算方法>

① 退職所得の金額を計算します。

退職所得の金額＝（収入金額（退職金の額）－ 退職所得控除額）×1/2
（千円未満の端数切捨て）

退職所得控除額算出表

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下	40 万円×勤続年数（80 万円に満たないときは 80 万円）
20 年超	800 万円＋70 万円 ×（勤続年数 － 20 年）

※ 勤続年数に1年未満の端数がある場合は切り上げて1年とします。

※ 障害者になったことにより退職した場合には収入金額からさらに100万円控除されます。

※ 勤続年数5年以内の法人役員等（法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員）の退職金、勤続年数5年以内の法人役員等以外の退職金で退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分については、上記計算式の1/2は適用されません。

② 個人住民税額（特別徴収税額）を計算します。

個人住民税額＝（ 退職所得の金額× 税率（市町村民税6％、県民税4％） ）
（市町村民税、県民税それぞれ100円未満の端数は切り捨てる）

【計算例（勤続年数5年を超える場合）】

退職金の額 21,123,157円

勤続年数30年8か月

○退職所得控除額の計算

800万円＋70万円×（31年－20年）＝15,700,000円

○退職所得の金額

（21,123,157円－15,700,000円）×1/2＝2,711,578.5円

2,711,578.5円⇒ 2,711,000円

○退職所得に係る個人住民税額（特別徴収税額）

市町村民税 2,711,000円×6％＝162,660円⇒ 162,600円（ア）（100円未満切捨て）

県民税 2,711,000円×4％＝108,440円⇒ 108,400円（イ）（100円未満切捨て）

合計（ア）＋（イ）＝271,000円

◆納入の手続き

退職手当の支払者（特別徴収義務者）は、徴収（天引き）した月の翌月10日までに所要事項を記載した「市町村民税・道府県民税納入申告書※」をそれぞれの市町村長に提出するとともに、申告した税額を金融機関等で納入するか、又は「地方税共通納税システム」（15ページ参照）で納入してください。

ただし、個人事業主の方は、金融機関での納入に用いる納入済通知書の裏面に印刷されている納入申告書には記載せずに、別の用紙となる納入申告書に個人番号（マイナンバー）を含めて必要事項を記載の上、金融機関等を経由せずに、市町村に直接提出してください。

※ 様式は市町村によって多少異なります。

市町村民税 道府県民税 納入申告書															
市町村長殿												(受付印)			
年 月 日提出															
年 月 分						人員		人							
退職手当等 支払金額						十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴 収税額	市町村民税														
	道府県民税														
特別徴 収義務 者	住所(居所) 又は所在地														
	氏 名 又は名称														
	法人番号 又は 個人番号														
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。															

13 地方税共通納税システム

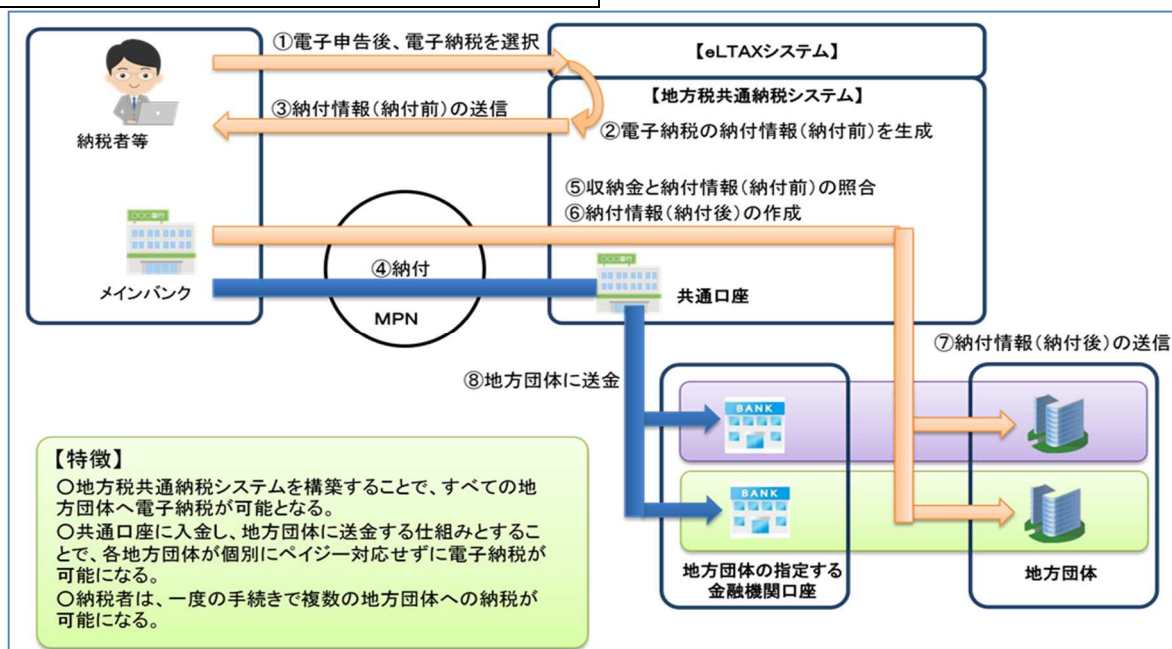
令和元年10月より、eLTAXの「地方税共通納税システム」を利用して納入いただくことができるようになりました。

これまで、給与支払者（事業主）の皆様には、金融機関の窓口に出向いて地方公共団体ごとに特別徴収税額を納入していただいておりますが、「地方税共通納税システム」を利用することにより、パソコンから一度の操作で複数の地方公共団体に対して納入することができるようになりました。

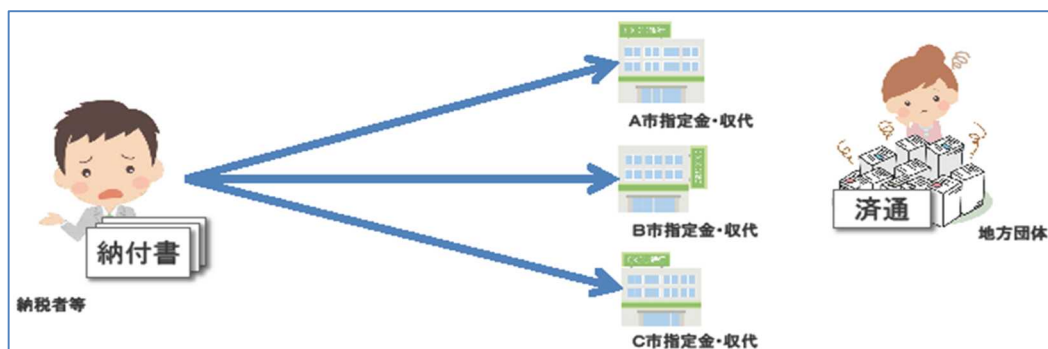
詳しくは地方税共同機構のホームページをご覧ください。

（URL：<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/gaiyou/>）

地方税共通納税システムでの納税手続き



（参考）これまでの納税手続き



- ・ 地方公共団体が送付した納付書によって金融機関の窓口で納付する。
- ・ 取り扱い金融機関が地方公共団体ごとに異なる。取り扱い時間が限定的。

個人住民税 特別徴収Q & A

Q

個人住民税の特別徴収とは、どのような制度ですか？

A

給与支払者（事業主）が、所得税の源泉徴収と同じように、受給者（納税義務者）に代わり、毎月受給者に支払う給与から個人住民税を差し引きし（給与天引きし）、納入する制度です。

これに対し、受給者（納税義務者）本人が直接納付する方法は「普通徴収」といいます。

Q

特別徴収をすることで、どういうメリットがあるのですか？

A

受給者が住民税を納めるために金融機関や市町村役場等へ出向く必要がなくなります。また、普通徴収（受給者が金融機関や市町村役場等の納付場所で納める方法）は年4回払いですが、特別徴収では12か月に分割して毎月の給与から天引きされますので、受給者（納税義務者）の1回あたりの納付額は少なく済みます。

Q

受給者はパートやアルバイトであっても特別徴収をする必要がありますか？
また、受給者が少ない事業所でも特別徴収をしなければなりませんか？

A

原則、パートやアルバイト、役員を含むすべての受給者から特別徴収をする必要があります。また、受給者が少ない事業所でも特別徴収をしなければなりません。

ただし、受給者が常時10人未満の事業所の場合、給与天引きは毎月行っていますが、市町村に申請し承認を受けることにより、市町村への納入を12月と翌年6月の年2回にすることができます。

Q

特別徴収を始めるには、どのような手続きをすればいいのですか？

A

給与支払者から例年どおり1月末までに「給与支払報告書」をご提出いただければ、特に手続きを行わなくても、市町村から受給者毎の毎月の徴収税額等を記載した特別徴収税額通知が5月末日までに送付されます。

関係法令

【特別徴収の根拠】

地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）

（個人の道府県民税の賦課徴収）

第 41 条 個人の道府県民税の賦課徴収は、本款に特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。（後段略）

（給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収）

第 321 条の 3 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（支給期間が 1 月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、市町村は、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。ただし、第 317 条の 2 第 1 項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市町村は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 第 1 項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第 321 条の 7 の 2 第 1 項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢 65 歳以上の者である場合における前 2 項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）

第 321 条の 4 市町村は、前条の規定により特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合には、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。）のうち所得税法第 183 条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第 1 項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第 2 項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額（同条第 4 項に規定する場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第 2 項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額）を合算した額（以下この条から第 321 条の 7 までにおいて「給与所得に係る特別徴収税額」という。）を特別徴収の方法によつて徴収する旨（第 7 項から第 9 項までにおいて「通知事項」という。）を当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知しなければならない。

2 市町村長が前項後段の規定により特別徴収義務者及び特別徴収義務者を経由して納税義務者に対してする通知は、当該年度の初日の属する年の 5 月 31 日までにしなければならない。

3 第 317 条の 6 第 1 項の規定により提出すべき給与支払報告書が同項の提出期限までに提出されなかつたことその他やむを得ない理由があることにより、市町村長が前項に規定する期日までに第 1 項後段の規定による通知をすることができなかつた場合には、当該期日後において当該通知をすることを妨げない。ただし、次条第 1 項の規定により当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年 5 月までの間において給与所得に係る特別徴収税額を徴収することが不適当であると認められる場合は、この限りでない。

4 第 1 項の場合において、同一の納税義務者に対して給与の支払をする者が二以上あるときは、市町村は、当該市町村の条例によりこれらの支払をする者の全部又は一部を特別徴収義務者として指定しなければならない。この場合において、特別徴収義務者として二以上の者を指定したときは、給与所得に係る特別徴収税額をこれらの者が当該年度中にそれぞれ支払うべき給与の額に按分して、これを徴収させることができる。

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の 4 月 30 日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第 183 条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の 10 日（その支払を受けな

くなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、前条第1項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、市町村は、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者を当該市町村の条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させるものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させることが困難であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

6 第1項後段の規定は、前項本文の場合について準用する。

7 市町村長は、第1項又は第5項の規定により指定した特別徴収義務者の同意がある場合には、第1項後段(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による当該特別徴収義務者に対する通知に代えて、通知事項を、総務省令で定めるところにより、地方税関係系統用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法により当該特別徴収義務者に提供することができる。

8 前項の規定により行われた通知事項の提供については、第1項後段の規定による通知があつたものとみなして、次条第1項及び第321条の6第1項の規定を適用する。

9 第7項の規定により行われた通知事項の提供は、第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた上で、同項に規定する市町村長が総務省令で定める方法により通知した当該記録に関する事項が同項に規定する特別徴収義務者に到達した時に当該特別徴収義務者に到達したものとみなす。

市町村税条例(例)

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第45条 前条第1項から第3項までの規定による特別徴収に係る市町村民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第1項の納税義務者に対して給与の支払をする者(中略、他の市町村内において給与の支払をする者を含む。)のうち所得税法第183条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第5項の規定による特別徴収に係る市町村民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者とする。

所得税法(昭和40年3月31日法律第33号)

(源泉徴収義務)

第183条 居住者に対し国内において第28条第1項(給与所得)に規定する給与等(以下この章において「給与等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

2 法人の法人税法第2条第15号(定義)に規定する役員に対する賞与については、支払の確定した日から1年を経過した日までにその支払がされない場合には、その1年を経過した日においてその支払があつたものとみなして、前項の規定を適用する。

(源泉徴収を要しない給与等の支払者)

第184条 常時2人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その給与等について所得税を徴収して納付することを要しない。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)

(賦課徴収)

第7条 森林環境税の賦課徴収は、この章に特別の定めがある場合を除くほか、住所所在市町村(森林環境税の納税義務者が賦課期日において住所を有する市町村をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。)が、当該住所所在市町村の個人の市町村民税の均等割の賦課徴収(地方税法第6条、第7条、第311条、第321条第2項又は第323条の規定によるものを除く。)の例により、当該住所所在市町村の個人の市町村民税の均等割及び同法第41条第1項の規定によりこれと併せて賦課徴収を行う当該住所所在市町村を包括する都道府県の個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて行うものとする。この場合において、同法第17条の6第1項(第1号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定により賦課決定をすることができる期間については、森林環境税及び個人の市町村民税は、同一の税目に属する地方税とみなして、同条第1項の規定を適用するものとする。

2 (略)

【特別徴収義務者の義務と罰則規定等】

地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第321条の5 前条の特別徴収義務者は、同条第2項に規定する期日までに同条第1項後段(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の12分の1の額を6月から翌年5月まで、当該期日後に当該通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年5月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年5月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の10日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。ただし、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月に給与の支払をする際その全額を徴収し、その徴収した月の

翌月の10日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

- 2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定によりその者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市町村民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなつた場合には、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額（前項の規定により特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この項、次項及び第321条の6第3項において同じ。）は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において発生し、かつ、総務省令で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。
- 3 前項の場合においては、特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、給与の支払を受けないこととなつた納税義務者の氏名、その者に係る給与所得に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額その他必要な事項を記載した届出書を当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長に提出しなければならない。
- 4 前条の規定により、他の市町村内において給与の支払をする者が特別徴収義務者として指定された場合には、当該特別徴収義務者は、その納入すべき納入金を当該他の市町村内に所在する銀行その他の金融機関で当該市町村が指定して当該特別徴収義務者に通知したものに払い込むものとする。この場合においては、当該特別徴収義務者が当該通知に係る金融機関に払い込んだ時に、当該市町村にその納入金の納入があつたものとみなす。
- 5 市町村の指定した特別徴収義務者が国の機関である場合における第326条第1項の規定の適用については、当該特別徴収義務者が給与所得に係る特別徴収税額に係る納入金に相当する金額の資金を日本銀行に交付して納入金の払込みをした時に、これを当該市町村に納入金の納入があつたものとみなす。

（市町村民税に係る滞納処分）

第331条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
 - 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 2～7 （略）

（市町村民税の脱税に関する罪）

第324条 （略）

2 （略）

- 3 第321条の5第1項若しくは第2項ただし書又は第321条の7の6（第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によつて徴収して納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4～9 （略）

（給与支払報告書等の提出義務）

第317条の6 1月1日現在において給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この節において同じ。）で、当該給与の支払をする際所得税法第183条の規定により所得税を徴収する義務があるものは、同月31日までに、総務省令で定めるところにより、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の同月1日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により給与支払報告書を提出する義務がある者は、同項の規定により市町村長に提出した給与支払報告書に記載された給与の支払を受けている者のうち4月1日現在において給与の支払を受けなくなつたものがある場合には、同月15日までに、総務省令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該市町村長に提出しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、給与の支払をする者で給与の支払をする際所得税法第183条の規定により所得税を徴収する義務のあるものは、当該給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなつたものがある場合には、その給与の支払を受けなくなつた日の属する年の翌年の1月31日までに、総務省令で定めるところにより、当該給与の支払を受けなくなつた者についてその者に係る給与の支払を受けなくなつた日の属する年の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けなくなつた者のその給与の支払を受けなくなつた日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。ただし、その給与の支払を受けなくなつた日の属する年に当該給与の支払をする者から支払を受けた給与の金額の総額が30万円以下である者については、この限りでない。

4～9 （略）

（給与支払報告書等の提出義務違反に関する罪）

第317条の7 前条の規定によつて提出すべき給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出しなかつた者又は虚偽の記載をした給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【その他（納期の特例等）】

地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）

（給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例）

第 321 条の 5 の 2 第 321 条の 4 の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受ける者が常時十人未満であるものに限る。以下この項において「事務所等」という。）につき、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長の承認を受けた場合には、6 月から 11 月まで及び 12 月から翌年 5 月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払った給与について前条第 1 項の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、同項の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月 10 日までに当該市町村に納入することができる。前条第 2 項ただし書の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額についても、同様とする。

- 2 前項の承認の取消し、当該取消しがあつた場合の納期の特例その他給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関し必要な事項は、政令で定める。

（給与所得に係る特別徴収税額の変更）

第 321 条の 6 市町村長は、第 321 条の 4 第 1 項から第 3 項まで（同条第 6 項において同条第 1 項後段の規定を準用する場合を含む。）の規定により給与所得に係る特別徴収税額を通知した後において、当該給与所得に係る特別徴収税額に誤りがあることを発見した場合その他これを変更する必要がある場合には、直ちに当該給与所得に係る特別徴収税額を変更して、その旨を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税者に通知しなければならない。

- 2 前項の場合においては、第 321 条の 4 第 7 項から第 9 項までの規定を準用する。この場合において、同条第 8 項中「次条第 1 項及び第 321 条の 6 第 1 項」とあるのは、「第 321 条の 6 第 3 項」と読み替えるものとする。
- 3 特別徴収義務者が第一項の通知を受け取つた場合には、その通知を受け取つた日の属する月以後において徴収すべき月割額は、同項の規定により変更された額に基づいて、当該市町村長が定めるところによらなければならない。

地方税法施行規則（昭和 29 年 5 月 13 日総理府令第 23 号）

（特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出義務）

第 9 条の 24 法第 321 条の 5 第 3 項に規定する届出書は、同条第 2 項の事由が発生した日の属する月の翌月の 10 日までに提出しなければならない。ただし、当該事由が 4 月 2 日から 5 月 31 日までの間に生じた場合における当該事由が生じた者に係る市町村民税を当該年度から新たに特別徴収の方法によつて徴収すべき市町村の長に対する当該届出書の提出は、法第 321 条の 4 第 1 項後段の規定による通知のあつた日の属する月の翌月の 10 日までとする。

お問い合わせ先

○ 特別徴収を徹底する取組に関するお問い合わせ先

<県担当課>

	担当部署名		電話番号
茨城県	市町村課	税政グループ	029-301-2481
	税務課	賦課グループ	029-301-2429
		徴収対策・査察室	029-301-2446

<県税事務所>

担当部署名	電話番号
水戸県税事務所課税第一課	029-221-4800
常陸太田県税事務所課税第一課	0294-80-3311
行方県税事務所課税第一課	0299-72-0483
土浦県税事務所課税第一課	029-822-7212
筑西県税事務所課税第一課	0296-24-9192

○ 具体的な手続きに関するお問い合わせ先（各市町村担当課）

市町村	担当部署名	電話番号	市町村	担当部署名	電話番号
あ	阿見町	税務課 029-888-1111	た	高萩市	税務課 0293-23-2115
い	石岡市	税務課 0299-23-1111	ち	筑西市	市民税課 0296-24-2111
	潮来市	税務課 0299-63-1111	つ	つくば市	市民税課 029-883-1111
	稲敷市	税務課 029-892-2000		つくばみらい市	税務課 0297-58-2111
	茨城町	税務課 029-292-1111		土浦市	課税課 029-826-1111
う	牛久市	税務課 029-873-2111	と	東海村	税務課 029-282-1711
お	大洗町	税務課 029-267-5111		取手市	課税課 0297-74-2141
	小美玉市	税務課 0299-48-1111		利根町	税務課 0297-68-2211
か	笠間市	税務課 0296-77-1101	な	那珂市	税務課 029-298-1111
	鹿嶋市	税務課 0299-82-2911	は	行方市	税務課 0299-72-0811
	かすみがうら市	税務課 0299-59-2111		坂東市	課税課 0297-35-2121
	神栖市	課税課 0299-90-1134		日立市	市民税課 0294-22-3111
	河内町	税務課 0297-84-2111		常陸太田市	税務課 0294-72-3111
き	北茨城市	税務課 0293-43-1111		常陸大宮市	税務徴収課 0295-52-1111
こ	古河市	市民税課 0280-22-5111		ひたちなか市	市民税課 029-273-0111
	五霞町	町民税務課 0280-84-1111	ほ	鉾田市	税務課 0291-33-2111
さ	境町	税務課 0280-81-1300	み	水戸市	市民税課 029-224-1111
	桜川市	税務課 0296-58-5111		美浦村	税務課 029-885-0340
し	下妻市	税務課 0296-43-8192	も	守谷市	税務課 0297-45-1111
	常総市	課税課 0297-23-2111	や	八千代町	税務課 0296-48-1111
	城里町	税務課 029-288-3111	ゆ	結城市	税務課 0296-32-1111
た	大子町	税務課 0295-72-1116	り	龍ヶ崎市	税務課 0297-64-1111